

卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第64号

卸売市場条例の一部を改正する条例

卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（委託手数料以外の報償の収受の禁止）</u> 第21条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。</p>	第21条 削除
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。